

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【公開番号】特開2014-145127(P2014-145127A)

【公開日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2014-043

【出願番号】特願2013-16171(P2013-16171)

【国際特許分類】

C 25 D 15/02 (2006.01)
H 01 R 13/03 (2006.01)

【F I】

C 25 D	15/02	J
C 25 D	15/02	G
C 25 D	15/02	E
C 25 D	15/02	F
H 01 R	13/03	D

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月23日(2015.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

本発明のめっき層の好ましい一実施形態は、分散析出金属としてタングステンを含有し、残部が銅及び不可避不純物からなる。

ここで、タングステンを含有するとは、タングステン酸化物の微粒子としてめっき母材中に分散されて存在することをいう。ただし、タングステンのめっき母材への取り込み過程でタングステン酸化物のごく一部が金属タングステンに還元されて介在粒子として取り込まれている場合もある。本発明においてめっき層がタングステンを含むとは、タングステン酸化物の微粒子がめっき母材中に分散して存在している場合の他に、このような金属タングステンの微粒子として母材中に分散して介在粒子として存在している場合も含める意味である。

本発明においては、このようなタングステン酸化物の微粒子と金属タングステンの微粒子を合わせて、めっき層中に含まれるタングステンと称する。